

復興支援フォーラムニュース No. 40

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html>)

<事務連絡先 今野順夫 (tkonno67@gmail.com) 中井勝己 (024-548-8313) >

第37回ふくしま復興支援フォーラム (2013年5月9日) <「桑折町における除染作業と廃棄物の仮置き場問題」／渡邊美昭氏>で、寄せられたご意見等。

★安心と安全は違うとはよく言われることですが、仮置き場設置の問題についても、県職員や専門家が説明するよりも、同じ町内の人が積極的に行動し説明すること。それによって、住民が耳を傾けるようになるという過程が、とても興味深かったです。(K.Y)

★痛いところに手の届く有益で詳細な報告で、さすがに先行町村のモデルにふさわしい内容であった。自治体の役場の担当者が、どういう問題意識で、どこまできめこまかく配慮して、ことをすすめているかがよくわかった。(S.I)

★30人の子ども達に帰って来て欲しいという目的で、住民と粘り強く住民の自発性を上手に引き出しながら進めて来た関係者の方に敬意を表します。大変参考になる有意義な話でした。(N.S)

★行政(町)として、きめ細かな住民対応が行われていることに感激いたしました。(K.F)

★伊達市の保原から来ました。町長の基本姿勢、それと職員の責任感、住民とのかかわり方等、我が市と比較して感動しました。伊達市は、A、B、Cエリア間の分断、特にCエリアでの住民への説明は皆無であり、放置しているのが現状です。(R.A)

★全国の生協では、福島を除染等の支援を行ってきました。本日は飛び入り参加です。現状を除染の現状、そして先進的に努力される桑折町の取組みは、勉強になりました。原発事故で、ご苦労されている地域の人々が、コミュニティを通じて、くらしを守ろうとする姿に感動しました。行政が取り組むだけでなく、そこに暮らす人々が、自ら、くらしの再生に努力されることで、除染もすすむ、住民が主人公という桑折町の取組みを通じて、改めて感じました。(T.W)

★この間、山木屋の仮設住宅に行ってきたのだが、住民により除染に関する情報がまちまちで、住民間で情報が共有されない気がした。必要なのは、除染に関する基礎知識の発信・共有と、いつ除染をするのか、仮置き場をどうするのかの迅速な決定だと思う。町内会でイニシアティブを取れるような地域は幸運だが、町民がほとんど避難している相双地域は、県外避難者への情報発信などが極めて困難ではないだろうか。(S.I)

★“除染”という負の問題を別の視点から見ると、町がきれいになったという声があったとの説明。重い問題を前に進めるためには、こうしたプラスの面に目を向けることも必要と思えた。(Y.T)

★町内に仮置き場設置が検討されている所に住んでいる者として、特に桐ヶ窪町内会の取り組み、進め方が放射能対策町民会議、町総合計画3大スローガンなど、町民を引っ張って行く、町のリーダーシップを感じた。(R.N)

★今回の桑折の事例は、町の規模が昭和の大合併時のままであったから、対応できたのではないと思う。「顔の見える／分かる」コミュニティが維持されていたから、なんとか合意が

できたのでは。「住民は他から来た人間の話聞かない」という話は、他のところでも、聞いた言葉で、今後の活動の参考になると思った。(Y. I)

★ありがとうございました、とても勉強になりました。(A. Y)

★行政の方の奮闘がよく伝わるお話でした。また桑折町では、住民の方々が、除染や仮置場を自分のこととして解決しようとしてきたことがわかりました。(M. K)

★小まめな説明会 120 回の実施を経過し、36 ヶ所の仮置場が出来た。「町場がもっともだめ」とは、流動性と匿名性が高くなる地域での仮置場の設置モデルの成功例を産み出すのは困難なようだ、昼間貯蔵施設の完成が延び延びになる中で、除染の考え方の連年の継続が大切になりそうだ。長期間のシャベリ場が要る。(T. S)

★住宅地の道路をはさんで目の前に設置された大和団地の仮置場にショックでした。安全であることの説明をしっかりとされ、それを地元住民が受け止め、さらに住民自らの土地を仮置場に提供するという、官民一体による、自分たちの住んでいるところは、自分達できれいにするこの精神と行動に感動しました。住民達が考え決断し行動を起こすことに問題解決の一つの糸口があると思いました。(N. H)

★「ノット・マイ・バックヤード」ばかり聞く中で、住民の中で解決策を考えていく自治体がある、というのはうれしい話だった。説明会は回数と中身が大事なのだろうと思った。(Y. I)

★自治体の進め方、情報交流ができるようにすべき(して欲しい)。(H. S)

★仮置場の安全性をシートによって確保しているが、長年になると地下水汚染につながる可能性がある。測定を定期的にやることで解決にならない。地下水汚染が起きた場合の対処法を考えておかねばならないと思う。(M. T)

★桑折の先進的な取り組みがよくわかったが、福島市はどんな状況なのか、市の話をして欲しい。(S. Y)

★、原発事故は東京電力と国による加害であり、我々の意思と無関係な人災である。除染等対応は、加害者である東電・国が担うべきである。しかし、それを待っていると住民の健康は蝕まれる。企業や国に対する責任追及をしつつ、住民自らが対応しようとしている姿に感動する。桑折町の動きは、地方自治・民主主義を貫くことの大切さを教えてくれる。どのような自治体、都道府県、国をつくっていくかということを考える際に、大きな示唆に富んでいる。また、住民に信頼されるに値する、公務員(役場職員)の存在の重要性を痛感させられた。(T. K)

=====

【予告】

第39回ふくしま復興支援フォーラム」(2013年6月6日(木) 18時30分～)

テーマ 「おだがいさまセンターはどこに向かって進もうとしているか ー被災者支援のいま」

報告者 天野和彦氏(うつくしまふくしま未来支援センター特任准教授)

会場 福島市アクティブシニアセンター「AOZ (アオウゼ)」

大活動室 3

(MAX ふくしま 4 F / 福島市曾根田町 1-18)

=====

原発の「新安全基準骨子案」は、原子力規制委員会（2012年9月設置）が2つのチームを作って3か月間で案を仕上げ、意見募集の告知（2月6日～2月28日）をした。

- ① 新安全基準（設計基準）骨子案
- ② 新安全基準（シビアアクシデント対策）骨子案
- ③ 新安全基準（地震・津波）骨子案

これらについての意見募集を経て4月10日、規制委は「安全基準」を「規制基準」と名称を変えて、4月11日から30日間、国民から意見を公募した上で、7月までに新基準を施行する方針。今後の原発の再稼働や原発立地などはこの指針に基づいて行なわれることとなる。

1. 商業新聞報道に見る評価の大きな違い

●読売新聞（4月11日社説「ゼロリスクにとらわれるな」）

○事故前の基準の欠陥を改めることは必要だろう。だが、新基準の検討過程で内外から相次いだ「ゼロリスクを求め過ぎだ」との批判はほとんど反映されなかった。

○原発敷地内の活断層の扱いだ。これまで12万～13万年前以前に動いたものを対象としていたが、最大40万年まで遡って調査することを課した。…あまりに非科学的な要求だ。むしろ、活断層が動いても大丈夫なよう安全設備の強度を増す工学的な対応を優先すべきだ。

○原発ごとの柔軟な対応も不可欠だ。一律に消火設備などの数を決めるのは現実的ではない。

○審査では、各炉に最新技術の導入を義務づける「バックフィット制度」を適用する。安全向上は大切だが、費用がかさみ、廃炉を迫られる例も出るのではないか。

○規制委は、100%の安全を求める風潮にとらわれることなく、各原発の再稼働の可否を判断してもらいたい。

●産経新聞（4月12日社説「原発規制基準 真の安全が遠のくだけだ」）

○そもそも名称自体が不適切だ。これまでは「安全基準」とされていたものが、4月になって「規制基準」に変更されている。反原発色が鮮明な新聞社に寄せられた読者の声が改称のきっかけであったというから驚きだ。たとえ内容が同じであっても「安全」と「規制」では、運用の姿勢そのものが違ってくる。きわめて重要な基準の名称を安易に変更する規制委の常識を疑いたい。

○新基準の下では、事故を起こした福島同タイプの沸騰水型原発の再稼働は、当面認めない。再稼働の可能性のあるのは、国内50基の原発中、約半数の加圧水型原発に限られる。沸騰水型が多い東日本での電力安定供給への不安は強まる。それに加えて原発の長期停止がもたらす人材養成難と技能低下が避けられない。この点を規制委が無視しているなら、原子力利用で最も尊重しなければならない「安全文化」への背反行為だ。規制委の取組は、断層やフィルター付き廃棄施設といったハード寄りの対策に偏っている。

●東京新聞（4月11日社説「原発新基準案 骨抜きは許されぬ」）

原子力規制委員会が原発の新しい規制基準案をまとめた。大幅強化とはいえ、一部に猶予期間を設けるなど骨抜きになりかねない内容もある。フクシマの現状をみれば、猶予など許されないはずだ。

基準案は、東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえて、苛酷事故対策をはじめ地震や津波、火災、航空機テロなども含む網羅的な内容である。基準に適合させるには膨大な対策費がかか

るため、厳格な運用に徹すれば再稼働の歯止めとなるはずだ。

たとえば、津波対策では各原発で起りうる最大級の津波を想定し、それに耐えられるような防潮堤の建設を求めている。原子炉が冷却できなくなるような苛酷事故対策では複数の電源車の配備を求めるほか、大量の放射性物質が大気中に放出されるのを抑えるフィルター付きのベント（排気）設備を義務づける。

活断層の調査対象を広げたり、原子炉建屋内の膨大な量の電気ケーブルを燃えにくいものへ交換させる、などだ。一発電所当たり数百億円の対策費が予想され、コストや時間、ゼロとはならないリスクを考えれば「割が合わない」とみるのが普通感覚である。

しかし、電力会社の感覚は違うらしい。円安の進行で液化天然ガス（LNG）など燃料費の一段の高騰もあって、原発再稼働に前のめりだ。安倍政権が民主党政権時代の「2030 年代に原発ゼロ」方針を白紙にした追い風もある。

問題なのは、肝心の規制委の田中俊一委員長がぶれだしたことだ。委員長は先月、基準案の運用に関して唐突に試案を示し、運転中の大飯原発 3、4 号機には即時適用しないこと、一部については「5 年の猶予」を認める考えを明らかにした。実際、基準案ではテロに備えた第二制御室など「バックアップ施設」の整備には 5 年の猶予期間が設けられたのである。

そもそも規制委は、既存の原発にも最新の安全対策を求める「バックフィット」の仕組みを規制の目玉としていたはずだ。それなのに大飯原発に適用しないのであれば看板倒れも甚だし。目の前で起きている福島第一の汚染水問題や、ネズミによる冷却装置停止を直視すれば、バックアップ施設だからといって猶予を認めるのは危機意識が甘すぎる。

規制委の発足当初、田中氏は「科学的な判断だけをする」と言い切った。政権におもねると見られないためには、初心に立ち返ることである。

●朝日新聞（4 月 11 日社説「原発新基準 廃炉への枠組みを早く」）

○これで、安全上動かすべきではない原発の具体的な候補が見えてきた。だが、今のままでは廃炉は進まない。政府はリスクの高い原発から着実に閉めていくため、必要な制度の整備に早く着手しなければならない。… 規制委は新基準を満たさない限り「稼働を認めない」が、廃炉判断はしない方針だ。… このままだと、閉めるべき原発が「休炉」にとどまる。追加対策の費用は電気料金で回収すればいいという発想のもと、本来必要のない原発まで巨額の投資を重ねる行為を止めるすべもない。

○原発に頼らず、効率的で創意工夫が生きるエネルギー社会への転換は、経済再生を掲げる安倍政権にとっても不可欠な要素だろう。ためらっている余裕はない。

2. 主な改正点

1) 設計基準

旧安全設計審査指針に以下の 5 点の強化

- ① 考慮すべき自然事象の追加 ②火災防火対策の強化 ③安全上特に重要な機器の信頼性強化 ④外部電源の強化 ⑤熱除去系の物理的防護

2) シビアアクシデント対策

今回新たに作成されたもので、大きくは次の 4 点

- ① 炉心損傷防止対策 ②格納容器破損防止対策 ③意図的な航空機衝突への対応 ④放射性物質の拡散抑制

3) 地震・津波

旧耐震設計審査基準に以下 5 点の強化

- ① 津波基準の厳格化 ②高耐震性要求地震動策定 ③活断層認定基準の厳格化 ④精密な基準地震動策定 ⑤地盤安定性基準の明確化

3. 提起されている主な問題点

1) 設計基準について

○原発をなくす全国連絡会の意見書より

安全規制の最大の目的は、福島事故のような悲惨な結果を二度と繰り返さないことである。それには、①現在日本で使われている原発＝軽水炉がどのような安全上の特徴を持っているのか、それは利用しても差し支えないものなのか、②原発を利用した場合に発生する安全上の問題にどう対応するのか、の二点に関して本質的な検討が必要なのはである。ところが今回の新安全基準案では、検討すべき第一の点が完全に欠落しており、軽水炉の利用自体は無条件に大前提として受け入れられている。

② 軽水炉は開発初期の過程で、従来の火力発電との経済競争を勝ち抜くために極めて短時間に過度に大型化（大出力化）、コンパクト化（高出力密度化）が図られ、その結果冷却剤が喪失し、炉心の冷却が不十分になるという、極めて短時間に熱（崩壊熱）によって炉心が溶融し、シビアアクシデントに至る「綱渡りの熱設計」にもとづく特質を持っている。これはいわばブレーキの利かない自動車のような欠陥商品である。

2) シビアアクシデント対策について

○館野淳氏（元中央大教授）の指摘（NERIC News 2013.3）。

- ① 「設計基準事故が発生し、一部の常用および非常用の計測機器が故障した場合に、プラントの必須情報を推定できる設備、手順等を整備すること」とあり具体的には压力容器内の温度、圧力、水位などと述べているが、このような状態において、水位が確実に推定できるような手法が存在するのかどうか、疑問である。
- ② 「多様性、多重性、位置分散」が強調されている。しかし地震のように共通要因故障の原因となる外部要因に対して有効とは言えない。
- ③ 格納容器内の圧力、温度を低下させる設備としてフィルターベントが強調されているが、ベントは格納容器性能を否定し、住民を被曝の危険にさらすものであり、行うべきものではない。費用をかけても格納容器の体積を大幅に拡大するなど、現軽水炉の設計の抜本的な改良を求めるべきである。

*そもそも政府は、シビアアクシデント（苛酷事故＝科学的定義は設計基準事故を超える事故で、安全評価上想定された手段では、適切な炉心の冷却ができない）はこれまで、「起り得ない事故」として、その対策は事業者が自主的に取り組むものとして丸投げしてきた。

国際的には、スリーマイル島原発事故（1979）、チェルノブイリ原発事故（1986）の発生によって対応が迫られ、1990年代にルール化された。その過程でIAEA（国際原子力機関）の国際安全諮問委員会が1988年3月、各国にシビアアクシデントが起きることを前提に、原発の安全性を取るよう勧告したが、日本はこれを見做し、あべこべに1992年原子力安全委員会は日本では「苛酷事故は起り得ない」とした文書まで作った。3.11後、無反省にこれを廃止措置とした。

○フィルターベントの設置は沸騰型原発は再稼働に必須だが、加圧水型原発は5年の猶予期間を認めている。「加圧水型は構造が複雑で、冷却機能に障害が発生した場合、復旧に時間がかかる」（後藤正志芝浦工大講師）の指摘。

○航空機テロ攻撃などで原発の中央制御室が使えなくなった場合に備える「第2制御室」は「予備」に位置づけられており、新基準施行時点での設置義務づけず、5年間の猶予であり、「再稼働先にありき」を示している。また、稼働中の大飯原発に適用しないことを決めている。

3) 地震・津波対策について

○立石雅昭氏（新潟大学名誉教授）の指摘

新基準案では原子力建屋の直下に、断層が地表に現れた露頭がなければ、原子炉が設置できるとしました。しかし、4月13日の淡路島で震度6弱を観測した地震のように、露頭が見つかっていなくとも地震は起きます。これまでも鳥取県西部地震（2000年）、福岡県西方沖地震（05年）、岩手・宮城内陸地震（08年）などでは、未確認の断層が動きました。

今地表に現れている活断層は、かつてM7クラスの地震が起きた場所です。M6クラスでは、地表で断層と確認できることはまれです。M6クラスでは、地面を少しぐらい掘っても断層が確認できません。

つまり日本中の原発のある場所は、どこでも地震は起り得るのです。活断層が敷地の中にな
いから大丈夫という議論は間違っています。

新基準のもう一つの問題は、12万～13万年前以降の活動が否定できなければ、活断層ではないと取れる表現になっていることです。

日本の地震を予測している政府の地震調査研究推進本部でも、地震を起こす活断層を40万年前以降としています。原発でも一般の地震の予測する手法を適用して40万年以降にするのが当然です。

日本の原発の多くは現在、活断層や褶曲が集中する場所に設置されています。断層や褶曲が多いということは、地殻変動が激しい場所です。そういう場所に原発を作っていること自体が論外です。廃炉にすべきです。（しんぶん 赤旗日曜版 4月21日号）

*改正案についての国会答弁（4月23日 質問は井上哲士参議院議員）

○原子炉の構造そのものを見直すべきだという指摘がなされているが、新しい基準案はどうなっているのか、という質問に対する田中規制委員長の答弁。

「新基準は、いわゆる設計基準として格納容器の基本構造に対する要求変更は加えていません。一方、重大事故対策として炉心損傷を防止する対策を求めているほか、格納容器の閉じ込め機能を維持するため、格納容器を冷却、減圧するためのフィルターベントの設置等、それらが破られた場合に放射性物質の拡散を抑制する対策という多段階にわたる防護措置を求めています」

○原子炉の構造そのものを見直しますと、既存原発は全部不適格になります。そこで、フィルターベントという新しい施設を付け加えることによって既存の原発を再稼働できるようにしようと。そうなりますと、放射性物質を外に出すというのが前提ですから敷地の目安線量の基準に収まらなくなる、そういうことでこの基準をなくしたということじゃないんですか、という質問に対しての田中規制委員長の答弁。

「決して出さないようにするのが基本でありまけれども、仮に万一にも起きた時でも今までから比べれば何桁も低いレベルの収まるということですよ」

○安全を保証しきれない規制基準で安全を確認して再稼働するという総理の主張というのはもう成り立たないんじゃないか、という質問に対しての中規制委員長の答弁。

「安全は究極の目標、すこしでも安全を保つための目標だということで、安全目標というのもそういう考え方でまとめさせていただいています」

安倍首相の答弁

「重大事故は決して起きないという前提ではなくて、重大事故を回避するための厳しい基準を、世界で最も厳しい基準を設定した上において、それでもなお、万が一シビアアクシデントが起こったときには、それを最小限度に食い止めていくように停止していくような努力もさらにしていくと、こういう考えです」

3. その他の問題

1) 最長 20 年延長の運転を認める基準

規制委員会は、運転期間を 40 年に制限する制度（40 年廃炉）に関し、例外的に最大 20 年間の延長を認める場合は「特別点検」を義務づけると、4 月 3 日に明らかにした。

規制委が示した特別点検は事業者が、①原子炉圧力容器の超音波検査 ②格納容器を支える部分や原子炉建屋のコンクリートは一部を削り取って強度などを調べる。その結果を規制委が 1 年かけて審査する。つまり、再稼働に際して 7 月から行われる新しい規制基準を満たした上で、7 月から 3 年以内にこの特別点検の検査に合格することが必要になる。

当面は、40 年を超えている敦賀 1 号機（日本原電）と美浜 1・2 号機に加えて、高浜 1・2 号機（共に関電）、島根 1 号機（中国電）、玄海 1 号機（九電）の運転開始から 37 年以上の合わせて 7 基が対象になる。これらは、新規制基準で対策費用がかさむことから廃炉になる可能性もある。しかし、その後も次々と対象になりだすが、事業者に調査させ、それを規制委が審査する仕組みはこれまでと同じであり、40 年廃炉が骨抜きになる可能性も十分ありうる。

2) 運転中の大飯原発への対応基準

○国内で唯一稼働している大飯原発 3、4 号機を巡り、大阪地裁は 4 月 17 日、関電を相手に運転差し止めを求めた 262 人の住民の仮処分申し立てを却下した。

理由は、①2012 年春に民主党政権が再稼働の暫定基準とした 3 点は合理性がある ②3 本の断層が同時に動いても制御棒の挿入時間が安全性解析評価上の 2.2 秒を超えとは認められない ③クリフエッジ（安全限界）とされる 11.4m を超える大津波が来る可能性も認められない、など「具体的な危険性は認められない」との判断と報道されている。

○関電は新基準が施行される 7 月以降も運転を続ける意向。規制委は、すでに安全上重大な問題がなければ、定期検査に入る 9 月まで運転を認めることにしている。そのために規制委は、4 月 19 日に会合を開き、関電に 3 つの活断層が同時に動いた場合の評価を求めることにした。6 月下旬までに結果を取りまとめ、「安全上重大な問題があると認める場合」には停止を求める可能性があるとして報道されている。具体的な基準は示されていないまま、5 月 2 日規制委の検討が始まった。7 月以降の新基準に基づく再稼働申請に規制委がどう対応するのかの、一つの目安となるだけに注目される。

*停止中の原発「再稼働 半数は当面困難」の報道

原子力規制委員会が新しい規制基準案を 4 月 10 日にまとめたことを受けて、朝日新聞は 4 月 11 日に上記の見出しをつけて 1 面で報じた。この中で、次のように報道している。

「規制委員会は、事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型炉はフィルター付きベント設備を設置しないと再稼働を認めないとした。設備の設置には数年かかる見込みだ。このため、全 50 基のうち、東北（4）、東京（13）、中部（3）、北陸（2）、中国（2）、日本原電（2）の計 26 基は、当面再稼働は難しい状況だ。防潮堤の設置も再稼働の条件。やはり建設には数年かかる。さらに、津波の想定が国の審査で覆り、追加工事が必要になる恐れもある」

「一方、沸騰水型炉ではない、四国電力伊方原発や九州電力川内原発は基準が施行される 7 月にも再稼働を申請するものとみられ、最も早く再稼働すると有力視されている」

*加圧水型は、北海道（泊 3）、関西（美浜 3+高浜 4+大飯 4=11）、四国（伊方 3）、九州（玄海 4+川内 2=6）、日本原電（1）の 24 基

まとめ

- 規制委員会が、安倍政権をはじめ原発推進勢力の強烈な巻き返しと、福島事故を経ての国民の原発行政に対する批判世論の中にあり、この批判世論を無視できず、中途半端につなぎあわせようとしているのではないか。
- 規制委員会は、原発再稼働に前のめりになっており、福島原発事故の惨状認識が甘く、原因究明は不熱心であるばかりか、これまでのゆがみきった原発行政への反省が極めて不十分なのではないか。
- これらの根本にあるのは、福島原発事故の検証もないままに、また、日本の規制体制の検証もないままに規制委が設置された。原発再稼働・増設がはじめにあっての規制委の発足であったことが、新規制基準策定となったのではないか。結論的に言えば、新規制基準には、福島原発事故の再発防止の保障はない。
- 日本中に広がった、原発からの撤退を進めている自覚的な運動の一層の前進が求められている。少なくとも福島県内の全10基の廃炉は、福島の作り直し（復興）の大前提でもあり、喫緊の重大課題となっている。一般的に言っても事故発生地、福島の6基の原発が再稼働の準備に入ったなどということになれば、「示しもつかない」事態となる。
- 福島の惨状と生じている問題の深さから言えば、原発の再稼働などは許せるものではない。ましてや新增設や輸出などは論外である。
この地震列島にあって原発震災を繰り返す可能性は高い。福島事故を経て、原発と共存することはできない、原発からの撤退こそ導き出される最良の結論であることを確信する。
苛酷事故を体験した我々には他県と違った役割が求められているとの思いは強い。

社説

読売

政府は国有化の責任を果たせ

東電再建迷走

東京電力の国有化を柱とした「総合特別事業計画」を政府が認定して1年になった。ところが、東電の経営は厳しさを増すばかりである。

経営難で福島第一原子力発電所の事故収束や損害賠償が遅れる事態は避けねばならない。国も応分の負担をする現実的な支援制度に改めるべきだ。

東電の今年3月期決算は3年連続で巨額赤字となった。今年度に黒字転換する目標の達成は、極めて難しい。黒字化しないと、銀行が東電への融資を打ち切る恐れもある。このままでは、資金繰りが行き詰まりかねない。

現行の支援制度は最大5兆円の公的資金で原発事故の賠償費用を

一時的に立て替え、東電が長年にわたり返済を続ける仕組みだ。

問題なのは、支援額が足りないうえに、最終的にすべての費用を東電に負担させることである。

東電は昨年11月、福島第一原発の廃炉や除染を含む総費用が10兆円規模に膨らむと見積もり、政府に追加支援を求めた。だが、当時の野田内閣はこれを放置した。

安倍内閣も、何も対処していない。東電を国有化しているのに、あまりにも無責任だ。

安倍首相は、支援を訴える東電の下河辺和彦会長らに「国も一歩前に出て力を尽くしたい」と述べたが、具体策は語らなかった。

原発を代替する火力発電の燃料費が円安で一段とかさみ、東電の経営悪化は加速している。支援の

実現を急いでもらいたい。

原発は燃料費が安く、1基再稼働すれば経費を年800億円ほど節約できる。東電は、新潟県にある柏崎刈羽原発7基のうち4基を今年度中に再稼働する方針だが、全く進んでいない。

新潟県の泉田裕彦知事らが反対していることもあって、再稼働へのハードルは相当に高い。

関西電力の大飯原発2基以外の原発がすべて運転を停止している影響で、東電以外でも多くの電力会社が大幅な赤字に転落した。各

社の電気料金の値上げで、企業や家計の負担は増している。

電力会社が合理化で値上げをできるだけ抑える努力は重要だが、リストアップにも限界があろう。

やはり、原子力規制委員会の新たな規制基準で安全性を確認した原発を着実に再稼働し、電力不足を解消することが、日本経済再生のためにも不可欠といえる。

政府は、原発の安全性や必要性について立地自治体へ丁寧な説明するなど、早期の再稼働に向けて積極的に取り組むべきである。

「基準適合すれば再稼働」

首相表明、野党から異論

参院予算委

朝日 5/14

安倍晋三首相は13日の参院予算委員会で、原発の再稼働について「原子力規制委員会の新しい規制基準に適合すると認められれば、再稼働を進めていく」と述べた。自民党は7月の参院選公約の元になる総合政策集に原発再稼働を明記する方針で、脱原発を掲げる野党からは異論が出た。

再稼働の時期について、茂木敏充・経済産業相は「夏はない。秋以降となる

が、秋か冬かさらに先かは

原子力規制委で判断する」と述べ、早ければ秋にも再稼働の可能性を示唆した。これに対して、脱原発を掲げる野党は批判を強めた。みんなの党の水野賢一氏は「使用済み核燃料の捨て場が決まっていないのに、再稼働の判断に勘案されないのか」と追及した。茂木経産相は「再稼働にかかわらず、きちんと対応する」とかわした。

生活の党の森ゆうこ氏は「東京オリンピック招致委

員会が国際オリンピック委員会（IOC）に提出した資料に『東京電力の供給力は今でも十分』と記述がある。再稼働は必要ない」と訴えた。

一方、民主党は野田政権のとき、2030年代に原発稼働ゼロをめざす方針だったが、この日は東電労組出身の小林正夫氏が質問に立った。小林氏は「原発停止で新たに燃料費が3・8兆円かかった。1日100億円を超える金が国外に出ている」と指摘。甘利明・経済再生相は「基準をクリアした原発を速やかに再稼働した分だけ、海外への日本の資金の垂れ流しは止まる」と応じた。

■もんじゅ「厳しく対応」

原子力規制委員会が高速増殖原型炉「もんじゅ」の使用停止を命じる方針を固めたことについて、菅義偉官房長官は13日午前の記者会見で「原子力は安全が最優先。様々な事故があれば厳しく対応していくのは当然